

令和8年7月3日

静岡県健康福祉部長
高須 徹也 様

静岡県老人福祉施設協議会
会長 増田 公基

軽費老人ホームの利用料等の改定等について(要望)

平素より軽費老人ホーム・ケアハウスの活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、軽費老人ホーム・ケアハウスは、昨今の社会経済情勢や人材不足から非常に厳しい施設経営を強いられている一方、自立した生活に不安のある高齢者等を受け入れ、静岡県の高齢者の生活を懸命に支えています。

このような中、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和7年度補正予算)と令和8年度介護報酬改定により、介護職員のさらなる処遇改善等が図られますが、軽費老人ホーム・ケアハウスも業務内容が類似していることから、令和8年1月13日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」及び令和8年4月9日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」により、これらにかかる経費が令和8年度地方交付税において措置された上で、同様の対応が地方自治体に求められています。さらに、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体における独自改定も要請されています。

つきましては、軽費老人ホーム・ケアハウスが静岡県のセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、軽費老人ホームの利用料等の改定について、養護老人ホームに関する支援と合わせ、次の項目を実施いただきますようお願いいたします。

記

- 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和7年度補正予算)を踏まえた改定(未実施の場合)
 - ・ 職員1人当たり最大月額 1.9万円を増額する改定
- 令和8年度介護報酬改定を踏まえた対応
 - ・ 職員1人当たり最大月額 1.9万円を増額する改定(令和8年6月より)
 - ・ 生活費を月額3,040円引き上げる改定(令和8年8月より)
- 地方自治体における独自改定
 - ・ 平成20年時点から1.35倍の水準までサービス提供費等を引き上げる改定
- その他従前の処遇改善等への対応(未実施の場合)
 - ・ 「別紙」で対応すべき内容の適切な改定
- 養護老人ホームの措置費改定と措置制度の活用等に向けた支援
 - ・ 老人福祉法第6条の2を踏まえた管内市区町村への連絡調整や情報提供等
 - ・ 第10期介護保険事業支援計画への養護老人ホーム及び軽費・ケアハウスの記載